委　　託　　契　　約　　書（案）

１　委託業務の名称　　札幌建設管理部●●●●構内除排雪業務

２　委　託　期　間　　令和８年(2026年)11月１日から
　　令和９年(2027年)３月31日まで

３　業務委託の単価　　作業１時間あたりの単価（消費税及び地方消費税は含まない）

機　械　名	規　格　・　仕　様	単価（円/時間）
		円
		円
		円
		円
		円
		円

４　契 約 保 証 金　　免　除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。）

（注）（ ）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和8年（2026年） 月日）

（注）（ ）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者　北海道
北海道空知総合振興局長　津久井　直子

住　所
受託者　氏　名

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

２　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。

８　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第３条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

３　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

４　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

（業務処理計画書の提出）

第４条　受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

２　委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務処理計画書を受理した日から７日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

（業務担当員）

第５条　委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

２　この契約書に定める書面の提出は、業務担当員を経由して行うものとする。この場合において

は、業務担当員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（業務処理責任者）

第６条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第７条　委託者は、業務処理責任者又は受託者が配置した運転員等が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

（代替機械等）

第８条　受託者は、頭書に定める機械（以下「委託機械」という。）が滅失、破損、事故その他の理由により、委託業務に供することが不能となったときは、委託者の承認を得てこれに代わる機械（以下「代替機械」という。）を使用することができる。

２　前項の場合において、委託者は必要があると認めるときは、設計図書等を変更し、又は代替機械の業務単価を定めることができる。ただし、受託者の責めに帰すべき理由により委託機械の使用が不能となった場合の代替機械の業務単価については、その使用不能となった機械の委託単価を上限として、委託者が定める。

（報告義務）

第９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員と協議し、その指示を受けなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、事故又は第三者に損害を与えたとき。

(4) その他委託業務の処理に支障を及ぼす事態が生じたとき。

２　受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、前項の規定に関わらず当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

（調査等）

第10条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

２　受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

（一般的損害）

第11条　委託業務の処理について生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

２　前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（委託者の管理施設に与えた損害）

第13条　受託者は、委託業務の処理につき委託者の管理する施設に損害を与えたときは、受託者の負担において現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委託者の指示又は委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

（実績報告等）

第14条　受託者は、委託業務を完了したとき、または、部分払を請求するときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の規定により提出された実績報告書を受理した日から10日以内に委託業務の履行状況を確認するための検査を完了し、業務委託料の額を第15条の規定により算定の上、確定して受託者に通知するものとする。

（業務委託料の算定）

第15条　委託者は、業務に対する委託料として、機械ごとに、それぞれの１時間当たり単価に、それぞれの実作業時間（１時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は１時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。）を乗じて算出した額の合計額に当該額の１００分の10に相当する消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を受託者に支払うものとする。

２　地区区分がある場合の実作業時間は、地区ごとに算定するものとする。

（業務委託料の請求及び支払）

第16条　受託者は、第14条第２項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

２　委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

３　委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

４　業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

（部分払）

第17条　受託者は、委託期間が終了する前に、委託業務の処理の実績に相当する範囲内において、業務委託料の部分払の請求をすることができる。

２　前項の部分払は委託期間中の暦月ごとに請求するものとし、受託者は部分払を請求しようとするときは、委託者に対してあらかじめ当該請求に係る月末日までの委託業務の処理実績について、履行実績の確認を請求するものとする。

３　履行実績の確認及び部分払金の額の確定については、第14条第２項の規定を準用する。ただし、当該履行実績に１時間未満の端数があるときは当該月の履行実績にその端数を含めないものとし、翌月の実績時間に加算するものとする。

４　受託者は、前項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託の部分払の請求をすることができる。この場合において、委託者は当該請求を受けた日から14日以内に部分払金

を支払わなければならない。

（部分払金の不払に対する受託者の業務中止）

第18条　受託者は、委託者が前条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、あらかじめ、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第19条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（委託者の任意解除権）

第20条　委託者は、次条及び第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）

第21条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第22条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。

(2)　この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(3)　受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8)　第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条　第21条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第24条　受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第25条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第26条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第27条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第21条又は第22条（第1号を除く。）の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

４　委託者は、実際に生じた損害の額が第１項の業務委託料の10分の１に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第28条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第29条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（違約金）

第30条　委託者は、受託者が第22条第１号に該当すると認められる場合は、委託者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、業務委託料の10分の１に相当する額を請求することができる。

（加算金）

第31条　委託者は、受託者が第22条第１号に該当すると認められる場合であって、業務委託料を過大に受領しているときは、当該業務委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

２　委託者は、前項の返還を請求する際には、業務委託料を受領した日の翌日を起算日として、返還までの日数に応じ、

当該返還金額につき年10.95パーセントの割合で計算した金額を加算金として請求することができる。

（相殺）

第32条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（電子メールを利用する方法）

第33条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければな**らない。**

（契約に定めのない事項）

第34条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。